

○ 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十六号）（附則第三十一条関係）

改 正 案	現 行
（検討）	（検討）
<p>第五十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において 、新証券取引法及び新金融先物取引法の施行状況、社会経済情勢の 変化等を勘案し、新証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引 所及び新金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所に 係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結 果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第五十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において 、新証券取引法及び新金融先物取引法の施行状況、社会経済情勢の 変化等を勘案し、新証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引 所及び新金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所に 係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結 果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>